

○財務省告示第八十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年二月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年三月八日

財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三十三回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）
- 三 振替法の適用 各申込みのうち応募価格の高い
- 四 発行方法
- 五 募入決定の方法 価格競争

十 十 十 十 九 八
 三 二 一 一 振 額 最
 の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発 十 十 九 八
 払 過 行 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行 振 額 最
 込 利 札 格 第 参 加 場 行 競 行 替 額 低 行 争 非 者
 み 子 率 発 競 I 札 格 第 札 格 第 札 格 第 札 格 第
 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

五万円

の記載又は記録は、最低額面金額と
 振替法の規定による振替口座簿

平成二十四年二月二十八日

額面金額の総額× $\frac{1.8}{100}$ × $\frac{70}{365}$

一年・八パーセント

は、募入決定の通知を受けた者
 式により算出した金額を第
 十号の規定する期日に払い込

額面金額の総額× $\frac{1.8}{100}$ × $\frac{70}{365}$

(二) 発行時に、その利息
 に係る所得税が、源泉徴収され
 るもの

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 者 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 還 還 期 期
 日 加 支 額 限 子 以

のに於いては、前記(一)の算式
 により算出した金額から該
 金額に百分の二十を乗じた金
 額(たただし、当該国債を發行
 時において取得する者が非居
 住者又は外国法人である場合
 には、前記(一)の算式により算
 出した金額に(一)の算式によ
 り算出した金額に(一)の算式
 による算出した金額を乗じた
 控除することができる。
 平成二十四年六月二十日を
 支払期とし、次の算式により算
 出した金額を支払う。ただし、
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う(以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年の六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成四十三年十二月二十日
 元金四十三万二千二百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十四年二月二十八日